

記入の手順

- 1 施設名
- 2 開設者氏名
- 3 施設の所在地
- 4 補助事業名
- 5 補助金確定額

A

6 仕入控除税額の概要

(1) 補助事業対象経費の用途の内訳

区分		課税仕入			非課税仕入	合計
		課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通 対応分		
経費の内訳	例：備品購入 費					
	例：燃料費					
	合計	B	C	D	E	F

(2) 課税売上割合

(3) 支出のうち課税仕入の占める割合

(4) 仕入控除税額

提出書類

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書 (Jゲラツ内フォーマット)
- (2) 自動計算シート (個別表) を作成し Jゲラツへ添付

(別添 1)

- ① 消費税の申告をしていない。
- ② 簡易課税方式により申告している。
- ③ 公益財団法人等 (*) で、特定収入割合が 5% を超えている。
- ④ 補助対象経費に係る消費税を、個別対応方式において、「非課税売上のみ」に要するもの」として申告している。

YES

NO

返納額 なし

記入例アを参照し
提出書類(1),(2)を作成

課税売上割合 95%以上でかつ
課税売上が 5 億円以下

* 一般財団法人、一般社団法人、
公益財団法人、地方公共団体の
特別会計が該当

YES

NO

返納額 補助金確定額(A) × 10/110

記入例イを参照し
提出書類(1),(2)を作成

確定申告時の
会計方式(二択)
※個別表、別紙の枠外であ
てはまる方を選択してくだ
さい。

個別対応方式

一括比例配分方式

返納額 ①+②+③

※ ①、②、③の算出はそれぞれ個別に円未満を切り捨て

① 課税売上対応分 $\text{補助金確定額(A)} \times \frac{\text{課税売上対応分(B)}}{\text{補助事業対象経費合計額(F)}} \times \frac{10}{110}$

② 非課税売上対応分 0 円

③ 課税売上非課税売上共通対応分

$\text{補助金確定額(A)} \times \frac{\text{課税売上非課税売上共通対応分(D)}}{\text{補助事業対象経費合計額(F)}} \times \frac{10}{110} \times \text{課税売上割合}$



課税売上に対応する
課税仕入 → 全額返納対象

課税売上非課税売上共通に対応する
課税仕入 × 課税売上割合

記入例ウを参照し、提出書類(1),(2)を作成

補助金の使途が不明確な場合

(補助金確定額(A) ≠ 補助事業対象経費合計額(F))

返納額

課税仕入割合

$\text{補助金確定額(A)} \times \frac{\text{課税仕入(B+C+D)}}{\text{補助事業対象経費合計額(F)}} \times \frac{10}{110} \times \text{課税売上割合}$



課税仕入等に係る消費税額 × 課税売上割合

記入例エを参照し、提出書類(1),(2)を作成

補助金の使途が不明確な場合

(補助金確定額(A) ≠ 補助事業対象経費合計額(F))

記入例ア 返納額がない場合

1 施設名
〇〇薬局

2 開設者
〇〇〇〇

3 施設の所在地
〇〇区〇〇△丁目△番

4 補助事業名
薬局における電子処方箋の活用・普及の促進事業

5 補助金確定額
〇〇〇, 〇〇〇円

6 仕入控除税額の概要
(例)

- ・ 特定収入割合が5%を超えるため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
- ・ 簡易課税方式により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
- ・ 仕入控除税額の計算を個別対応方式により行い、かつ、補助金の使途がすべて「非課税売上にのみ要する課税仕入」に該当するため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
- ・ 補助金の使途が非課税仕入に該当するため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
- ・ 消費税の申告義務がないため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。

個別表(計算の必要がない場合)
に記入してください。

など

**記入例イ 返納額があり課税売上割合が95%以上でかつ
課税売上が5億円以下の場合**

- 1 施設名
〇〇薬局
- 2 開設者
〇〇〇〇
- 3 施設の所在地
〇〇区〇〇△丁目△番
- 4 補助事業名
薬局における電子処方箋の活用・普及の促進事業
- 5 補助金確定額
1,003,000 円
- 6 仕入控除税額の概要
 $1,003,000 \times 10 / 110 = 91,181$ 円

個別表（計算の必要がない場合）
に記入してください。

算出された返還額は
円未満切り捨て

記入例ウ 個別対応方式かつ補助金の使途が不明確な場合 (補助金確定額(A) ≠ 補助事業対象経費合計額(F))

- 1 施設名
〇〇薬局
- 2 開設者
〇〇〇〇
- 3 施設の所在地
〇〇区〇〇△丁目△番
- 4 補助事業名
薬局における電子処方箋の活用・普及の促進事業
- 5 補助金確定額
1,003,000円

個別表（計算の必要がある場合）に記入してください。
5及び6（1）（2）を入力すれば自動計算されます。計算の際には、枠外の課税売上割合の端数処理及び控除税額の計算方法（個別対応方式）を選択してください。

- 6 仕入控除税額の概要
 - (1) 補助事業対象経費の使途の内訳

確定申告時の仕分けに従うこと

		課税仕入			非課税仕入	合計
		課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分		
経費の内訳	システム改修費	1,000,000	0	5,022,000	0	6,022,000
	合計	1,000,000	0	5,022,000	0	6,022,000

- (2) 課税売上割合
 $15,638,739 / 250,335,000 = 6.247124453\cdots\%$

確定申告時選択した方式を記入

算出方法及び端数の処理については別添3を必ず確認し記入すること

算出された返還額は個別に円未満切り捨て

- (3) 仕入控除税額（個別対応方式）

- ① 課税売上対応分 $1,003,000 \times 1,000,000 / 6,022,000 \times 10 / 110 = 15,141$ 円
- ② 非課税売上対応分 0円
- ③ 課税売上非課税売上共通対応分
 $1,003,000 \times 5,022,000 / 6,022,000 \times 10 / 110 \times 6.247124453\cdots\% = 4,750$ 円

$$\begin{aligned}
 & \text{①課税売上対応分} + \text{②非課税売上対応分} + \text{③課税売上非課税売上共通対応分} \\
 & = 15,141 + 0 + 4,750 \\
 & = \underline{\underline{19,891}} \text{円}
 \end{aligned}$$

記入例エ 一括比例配分方式かつ補助金の使途が不明確な場合 (補助金確定額(A) ≠ 補助事業対象経費合計額(F))

- 1 施設名
〇〇薬局
- 2 開設者
〇〇〇〇
- 3 施設の所在地
〇〇区〇〇△丁目△番
- 4 補助事業名
薬局における電子処方箋の活用・普及の促進事業

個別表（計算の必要がある場合）に記入してください。
5及び6（1）（2）を入力すれば自動計算されます。計算の際には、枠外の課税売上割合の端数処理及び控除税額の計算方法（一括比例配分方式）を選択してください。

- 5 補助金確定額
1,003,000円

仕分け金額を記入
(課税仕入の内訳のみであれば
仕分け方で返納額に影響はありません)

- 6 仕入控除税額の概要
(1) 補助事業対象経費の使途の内訳

		課税仕入			非課税仕入	合計
		課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分		
経費の内訳	システム改修費	1,000,000		5,022,000	0	6,022,000
	合計	1,000,000		5,022,000	0	6,022,000

- (2) 課税売上割合
 $15,638,739 / 250,335,000 = 6.247124453\cdots\%$

算出方法及び端数の処理については
別添3を必ず確認し記入すること

- (3) 支出のうち課税仕入の占める割合
 $(1,000,000 + 5,022,000) / 6,022,000 = 100\%$

端数が出る場合は
端数処理をしないこと
例) 6.247124453…%

確定申告時選択した方式を記入

- (4) 仕入控除税額（一括比例配分方式）
 $1,003,000 \times 100\% \times 10 / 110 \times 6.247124453\cdots\% = \underline{5,696 \text{円}}$

補助金確定額

算出された返還額は
円未満切り捨て

課税売上割合の端数処理に係る注意事項

課税売上割合は確定申告の付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」で確認できる。
 ※ただし、簡易課税制度を選択している場合は除く。

付表2の「課税売上割合 (④/⑦)」という欄について、ここに記載された数字をそのまま使用できない場合がある。

この欄に記載された数字が、下記のうちどちらであるか確認する必要があります。

- | |
|---|
| <p>(1) 「便宜的に端数を切り捨てた数字
 (控除する税額の計算においては端数を切り捨てていない数字を使用)」</p> <p>(2) 「控除する税額の計算においても実際に使っている数字」</p> |
|---|

【確認方法】 課税売上割合が95%未満・一括比例配分方式の場合

1 課税売上割合 (④/⑦) の欄を確認

10.7%であったとする。

④1,200,000/⑦11,200,000=10.714285714…%より
 端数を切り捨てて、10.7%と記載されているとする。

2 「控除する課税仕入れ等の税額」欄を確認

(※個別対応方式の場合であれば ㉑、一括比例配分方式の場合は ㉒ の欄)

⑰ × ④ / ⑦ = ㉒ より、数字を当てはめると

⑰ 152,380,952 × ④ / ⑦ = ㉒ 16,326,530 であったとする。

実際に、10.7%を入れて計算してみると、

152,380,952 × 10.7% = 16,304,761 → ㉒ 16,326,530 と不一致

端数を切り捨てていない 10.714285714%で計算してみると、

152,380,952 × 10.714285714% = 16,326,530 → ㉒ に記載された金額と一致

以上より、この法人の課税売上割合は 10.714285714%。→ **切捨てなしと判断**

控除する税額の計算に使用されている課税売上割合は端数処理をされているか否か、
 上記の方法で確認すること。